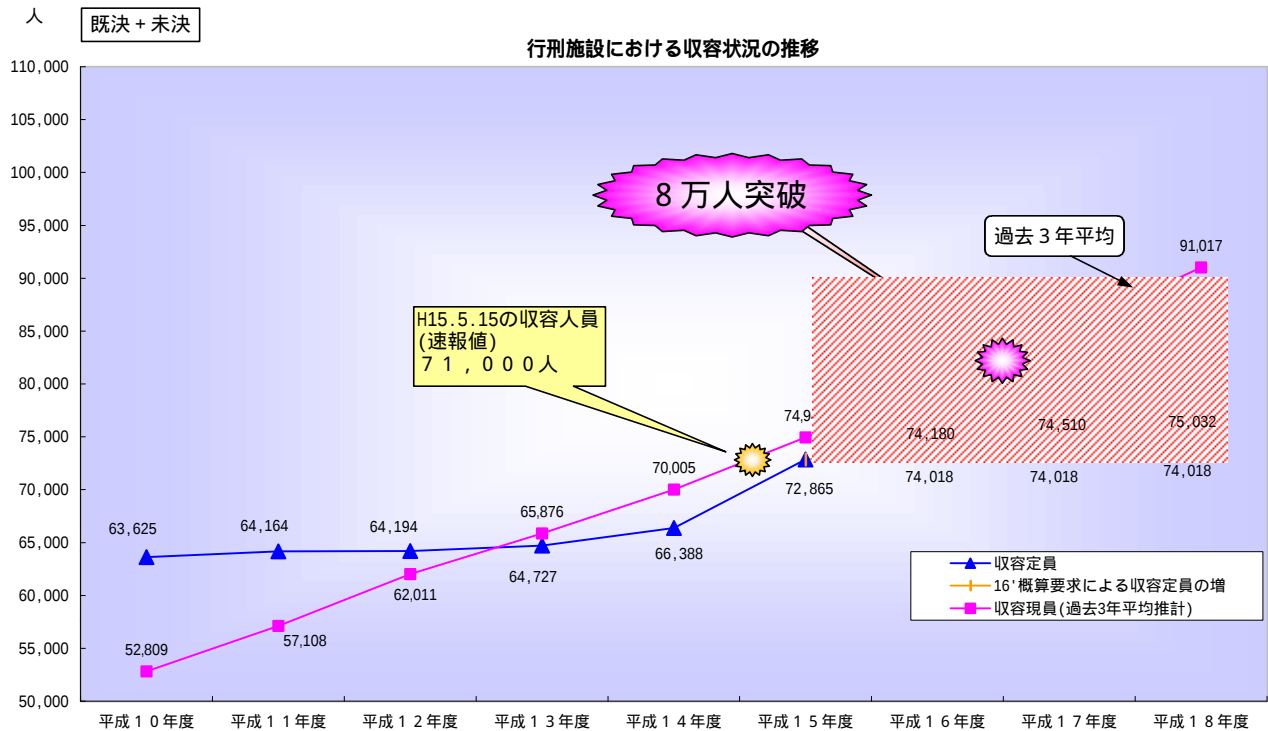


平成 1 5 年 1 0 月 2 7 日

行刑改革会議第三分科会資料

1	行刑施設過剰収容状況.....	1
2	職員定員について	
	行刑施設職員の勤務条件の現状.....	2
	行刑施設の業務の推移.....	3
	平成 1 6 年度増員要求の概要.....	4
	職員増員要求経緯.....	5
	職員の勤務の現状と必要人員（試算）.....	6
	職員数及び 1 日平均収容人員並びに職員の勤務時間の推移.....	7
	職員負担軽減諸方策について.....	8
	心理技官・ソーシャルワーカーの採用について.....	9
	民間委託等の推移について.....	1 0
3	職員の処遇等について	
	刑務官の職務と専門官制の導入について.....	1 1
	役職別研修グループ別割合等.....	1 2
	刑務官の級別・階級別構成.....	1 3
	俸給月額と比較.....	1 4
4	職員研修について	
	研修内容・時間数.....	1 5
	研修の充実.....	1 6
	人権研修体制の緊急強化（民間委託）.....	1 7
5	人事異動について	
	初等科グループ職員の異動活性化について.....	1 9
6	団結権について	
	刑務官の団結権.....	2 0

行刑施設過剰収容状況



【現状のまま推移した場合の収容状況（見込）】

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収容率	105.4%	102.9%	107.9%	115.1%	123.0%	131.2%
過剰人員	3,617	2,083	5,850	11,190	16,999	23,127

【過剰収容対策による収容状況（見込）】

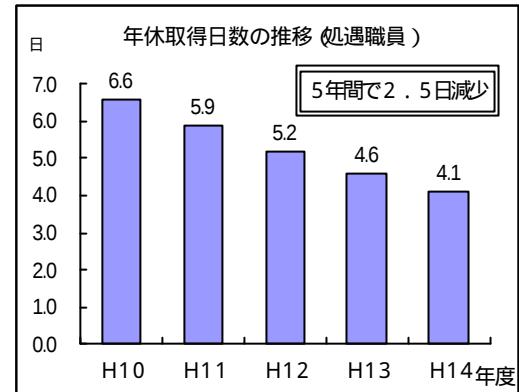
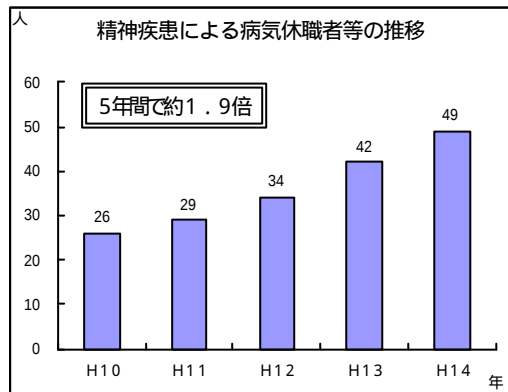
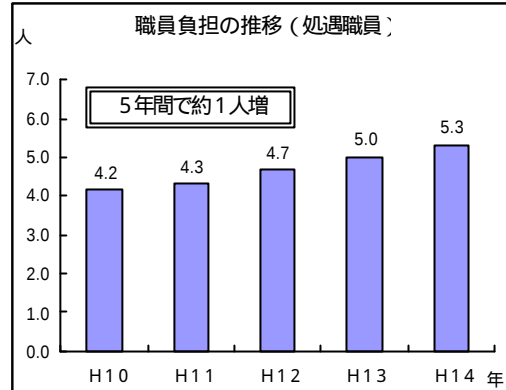
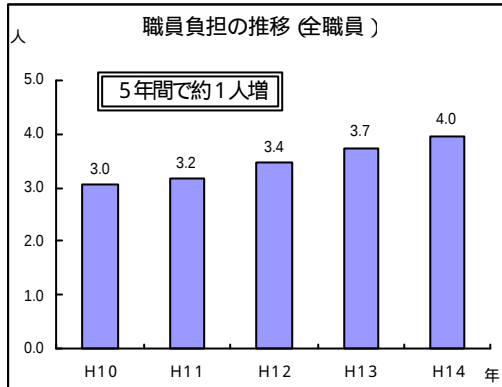
(単位：人)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収容予測人員	70,005	74,948	79,868	85,208	91,017	97,145
収容定員	66,388	72,865	74,018	74,018	74,018	74,018
過剰収容対策	6,477	1,153	162	330	522	-
改収容定員	66,388	72,865	74,180	74,510	75,032	75,032
収容率見込み	105.4%	102.9%	107.7%	114.4%	121.3%	129.5%

平成15年度中の増加分	6,477
平成16年度中の増加分	1,153

平成16年度概算要求	162	330	522	-
収容定員の不足	5,688	10,698	15,985	22,113

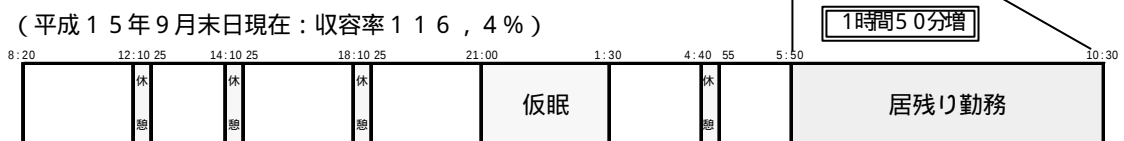
行刑施設職員の勤務条件の現状



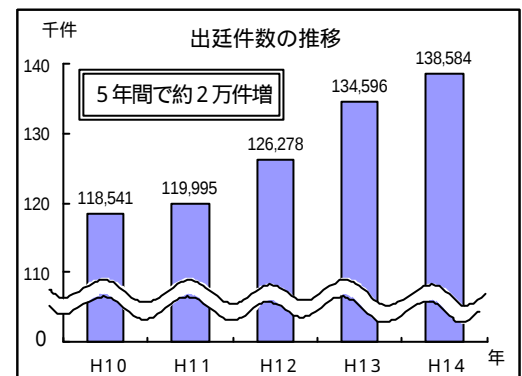
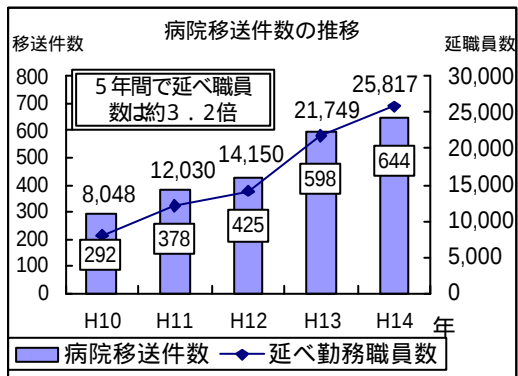
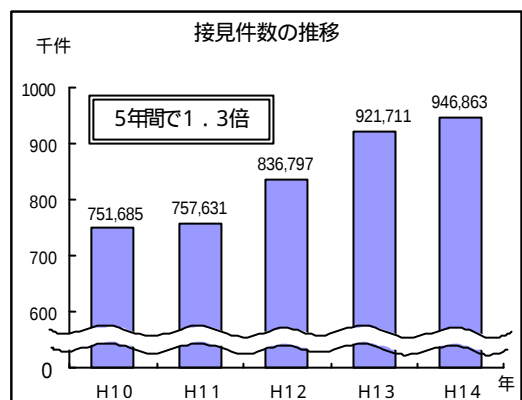
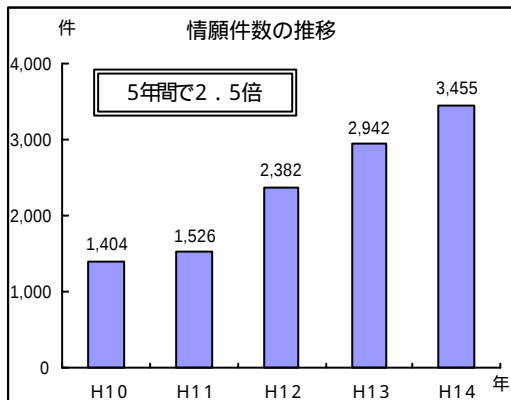
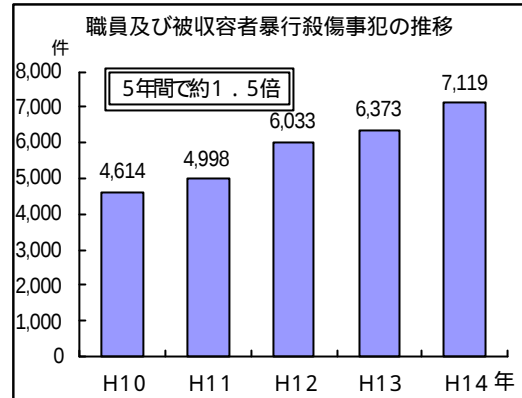
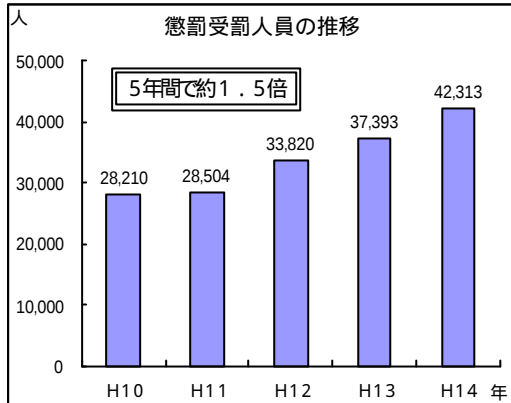
非番居残り勤務の増加（広島刑務所の一例）
（平成10年9月末日現在：収容率92.7%）



（平成15年9月末日現在：収容率116.4%）



行刑施設の業務の推移



平成 1 6 年度増員要求の概要

平成 1 6 年度増員要求数 4 0 0 人

【内訳】

- 工場及び舎房の増築に伴う要員

増加収容定員：約 2 , 0 0 0 人

増員要求人員：約 1 5 0 人

（考え方）

2 0 0 人分の舎房（4 フロア）及び工場（4 工場）を増築するに当たり，1 5 人程度の職員が少なくとも必要

- 業務量の増加に対応するための要員

予想される収容人員の伸び：約 5 , 0 0 0 人

増員要求人員：約 2 5 0 人

（考え方）

書信，接見，出廷等，被収容者の増加に伴い増加する業務について，およそ被収容者が 2 0 人増えるごとに，少なくとも職員 1 人が必要

- その他，大幅な民間委託を実施

現状の収容増が続くならば，引き続き大幅な増員措置及び民間委託の推進が必要。

刑務所等における職員増員要求経緯

年 度	平 6	平 7	平 8	平 9	平 1 0
増員要求数	114人 看守 54人 看守部長 57人 看護婦 3人	122人 看守 55人 看守部長 64人 看護婦 3人	124人 看守 51人 看守部長 70人 看護婦 3人	150人 看守 66人 看守部長 81人 看護婦 3人	125人 看守 56人 看守部長 69人
増員数	112人 看守 49人 看守部長 52人 作業技官 8人 看護婦 3人	113人 看守 47人 看守部長 56人 作業技官 7人 看護婦 3人	114人 看守 42人 看守部長 63人 作業技官 6人 看護婦 3人	115人 看守 47人 看守部長 58人 作業技官 8人 看護婦 2人	111人 看守 46人 看守部長 58人 作業技官 7人
計画削減数	103人 行(一) 21人 行(二) 26人 公(一) 56人	103人 行(一) 12人 行(二) 18人 公(一) 73人	103人 行(一) 22人 行(二) 25人 公(一) 56人	103人 行(一) 14人 行(二) 23人 公(一) 66人	103人 行(一) 0人 行(二) 25人 公(一) 78人
増 減	+ 9	+ 10	+ 11	+ 12	+ 8
定 員	17,034人	17,044人	17,055人	17,067人	17,075人

年 度	平 1 1	平 1 2	平 1 3	平 1 4	平 1 5
増員要求数	124人 看守 55人 看守部長 69人	115人 看守 51人 看守部長 64人	146人 看守 65人 看守部長 81人	200人 看守 113人 看守部長 87人	245人 看守 114人 看守部長 131人
増員数	105人 看守 45人 看守部長 55人 作業技官 5人	81人 看守 35人 看守部長 45人 作業技官 1人	98人 看守 44人 看守部長 54人	145人 看守 83人 看守部長 61人 作業技官 1人	243人 看守 111人 看守部長 131人 作業技官 1人
計画削減数	103人 行(一) 3人 行(二) 23人 公(一) 77人	103人 行(一) 7人 行(二) 18人 公(一) 78人	142人 行(一) 13人 行(二) 22人 公(一) 107人	139人 行(一) 9人 行(二) 10人 公(一) 120人	141人 行(一) 3人 行(二) 18人 公(一) 120人
増 減	+ 2	22	44	+ 6	+ 102
定 員	17,077人	17,055人	17,011人	17,017人	17,119人

*作業技官の増員は、部門間受入に伴う定員化によるものである。

職員の勤務の現状と必要人員（試算）

- 職員の年次休暇取得日数の減
 $H10: 7.2 \text{ 日}$ $H14: 5.0 \text{ 日}$ （2.2日減）
 （全国家公務員の平均は11.3日）

- 全行刑施設で年間延べ約34,000日分の週休日
 が確保されていない（4週8休の未実施）

- 改善方策
 - 1 年次休暇の取得日数を全国家公務員の平均と同程度
 の11日とするためには、
 $17,119 \text{ 人} \times (11.0 \text{ 日} - 5.0 \text{ 日}) / (243 \text{ 日} - 11 \text{ 日})$
 440人程度増員措置が必要

 - 2 週休日を完全に確保するためには、
 $34,000 \text{ 日} / (243 \text{ 日} - 11 \text{ 日})$
 150人程度増員措置が必要

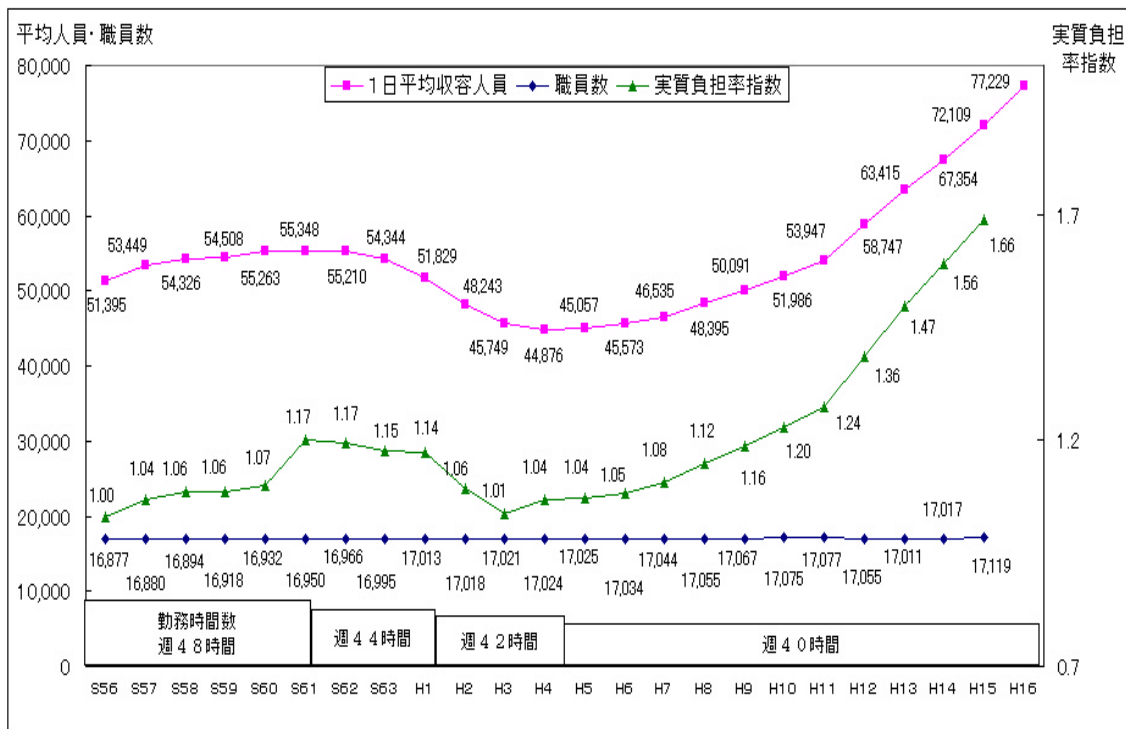
 - 3 さらに8万人を収容した場合に増加する業務に対応
 するためには、
 410人程度の増員措置が必要

	1日平均収容人員予測	対平成15年比伸び率	対平成15年比 増員必要数
平成15年	72,109人	- %	- 人
平成16年	77,229人	7.1 %	267人
（仮想）	80,000人	10.9 %	410人



$440 \text{ 人(年休要員)} + 150 \text{ 人(週休要員)} + 410 \text{ 人(業務量増要員)}$ $1,000 \text{ 人程度}$ の増員措置が必要

職員数及び1日平均収容人員並びに職員の勤務時間の推移



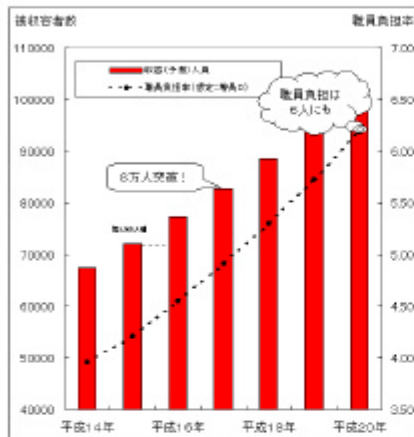
※ 平成15年の1日平均収容人員は、平成15年6月までの実績に基づく予測値。

平成16年の1日平均収容人員は、過去3年間の伸び率の平均に基づく予測値。

実質負担率指数は、昭和56年の職員負担率を1とし、勤務時間数の縮減に伴う実質的職員数の減少を考慮した負担率指数の推移。

矯正施設における職員負担軽減諸方策について

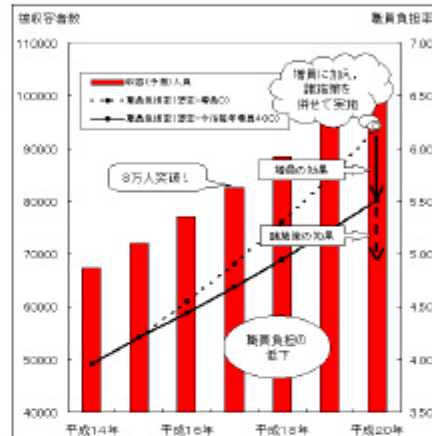
《現状のまま》



増員



《施策実施後》



※ 過去20年(12年→20年)の平均値/年(7.1%)に予測

平成16年度以降、毎年、140人程度の計画(減)のみが実施され、増員措置が講じられない場合



施設運営が
破綻の危機

種々の施策

- 民間委託の推進
- PFI方式による利務所の新設
- 社会内処遇との連携

など

平成16年度以降、毎年400人(総増2,600人)程度の増員が確保され、民間委託等の諸施策を実施した場合



治安の「最後の砦」としての
役割を堅持

心理技官・ソーシャルワーカーの採用について

1 心理技官

(1) 業務・必要性

過剰収容の常態化，多様かつ複雑な問題を抱える受刑者の増加

→ 治療・処遇に専従する心理技官の配置

精神疾患を有する受刑者に対する精神科治療の支援

→ 精神科医師のサポート，心理査定・心理療法の実施

処遇困難な受刑者に対する治療的処遇

→ 処遇担当職員等との連携，治療的処遇の実施

(2) 配置を要する施設

全施設への配置が望ましいが，当面次の施設を検討。

ア 医療専門・医療重点施設（精神疾患）

イ 女子施設

ウ L級施設（刑期8年以上）

エ 大規模B級施設（犯罪傾向が進んでいる）

2 ソーシャルワーカー

(1) 業務・必要性

受刑者の高齢化，疾病を有する受刑者の増加等を背景として帰住先の調整など釈放時保護に困難を来す事例が増加

→ 保護調整業務に専従するソーシャルワーカーの配置

病院・福祉事務所等関係機関との調整の円滑化

受刑者に対する社会復帰に向けての適切な助言・指導

(2) 配置を要する施設

全施設への配置が望ましいが，当面次の施設を検討。

ア 医療専門・医療重点施設（身体・精神疾患）

→ 社会福祉士，精神保健福祉士

イ 医療専門施設（精神疾患）→ 精神保健福祉士

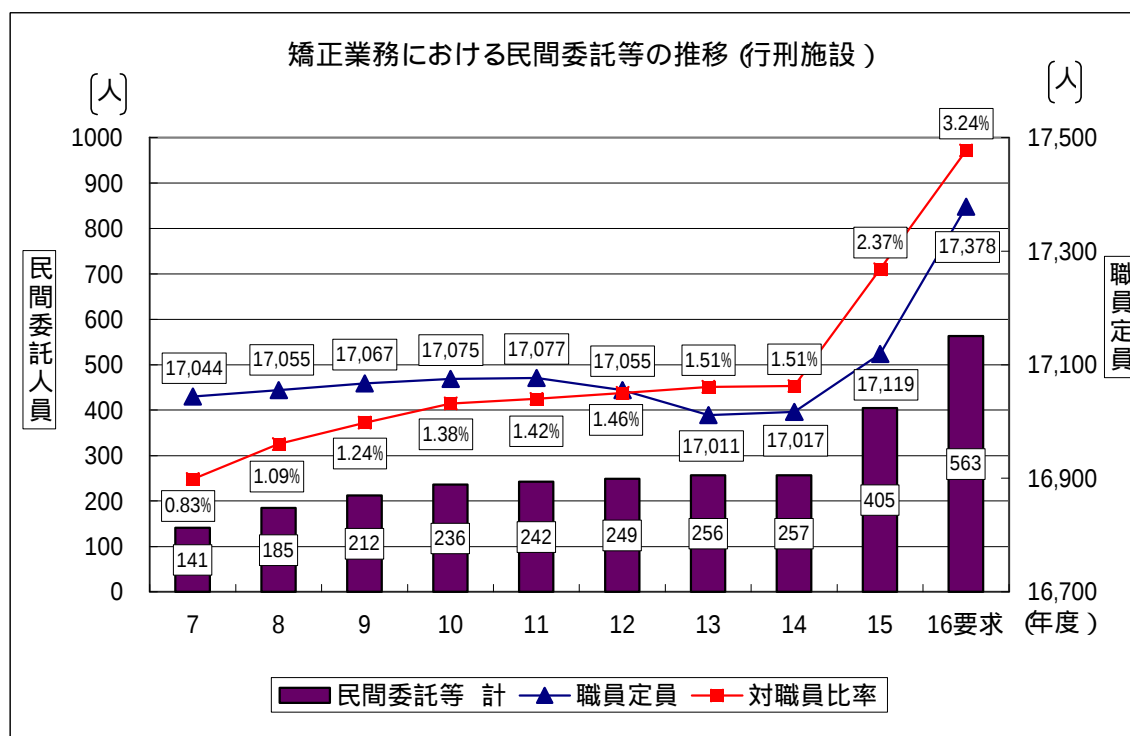
ウ 医療重点施設（身体疾患）→ 社会福祉士

エ 女子施設→ 社会福祉士

オ L級施設（刑期8年以上）→ 社会福祉士

カ 大規模B級施設（犯罪傾向が進んでいる）→ 社会福祉士

行刑施設における民間委託等の推移について



区 分	民間委託 人員(人)	増 減 (人)	増 減 内 訳
平成 7 年度	141		運転業務 3 人，宿日直業務 7 4 人，作業業務 6 4 人
平成 8 年度	185	44	テロ対策施設周辺警備 2 2 人，運転業務 4 人， 作業業務 1 8 人
平成 9 年度	212	27	通訳業務 1 人，運転業務 8 人，作業業務 1 8 人
平成 1 0 年度	236	24	通訳業務 1 人，運転業務 5 人，作業業務 1 8 人
平成 1 1 年度	242	6	通訳業務 1 人，運転業務 5 人
平成 1 2 年度	249	7	通訳業務 1 人，運転業務 6 人
平成 1 3 年度	256	7	通訳業務 1 人，運転業務 6 人
平成 1 4 年度	257	1	通訳業務 1 人，領置・購入業務等 1 6 人， テロ対策施設周辺警備 1 6 人
平成 1 5 年度	405	148	管理栄養士業務 3 7 人，総務系（庶務）業務 7 4 人， 女子施設警備業務 2 人，領置・購入業務等 3 5 人
平成 1 6 年度	563	158	通訳業務 8 人，総務系（用度）業務 7 4 人 女子施設警備業務 4 人，正門警備 7 2 人

刑務官の職務と専門官制の導入について

1 刑務官の職務について

刑務官は、行刑施設の長の指揮監督の下に、被収容者処遇及び施設の管理運営の事務を執行することを職務としており、その職務は、施設の規律及び秩序を維持するための保安作用と受刑者の改善更生及び社会復帰を図るために行う矯正処遇等の処遇作用を内容としている。

このうち、保安作用は、被収容者の身体等の検査、所持品等の検査、居室等の検査、動静の視察、連行、護送、巡回警備、戒具等の使用、運動・入浴等の立会、規律違反行為の取り調べ等の、収容の確保を目的とするものであり、一方、処遇作用は、専門的知識と経験に基づく面接、心情相談、集団技法等の方法により直接受刑者の内面に働きかけて、その改善更生を促すものである。

2 専門官制導入の目的

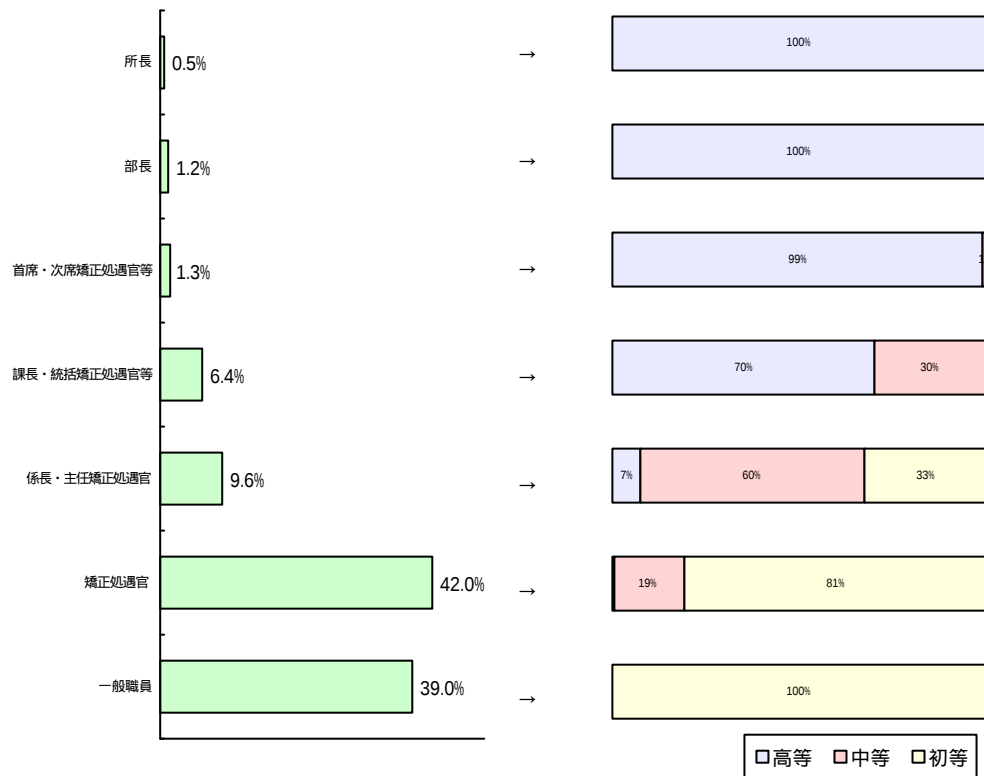
専門官制導入前の課制においては、ともすると被収容者処遇が各課の職務権限に固執したセクト主義的な対応に陥りがちであり、処遇上の諸問題に臨機・柔軟に対応し、受刑者個々の内面にまで働きかけ、その犯罪性を除去する体制が不十分であった。

行刑施設における専門官制は、これら課制による縦割りを廃し、必要に応じて保安課職員のみならず、分類課、教育課及び作業課の職員が処遇チームとして有機的一体となり、それぞれ専門的立場から被収容者の処遇に参画する方式の指導体制を導入・拡大し、受刑者の改善更生と社会復帰の機能の強化を図ることを目的として、導入されたところである。

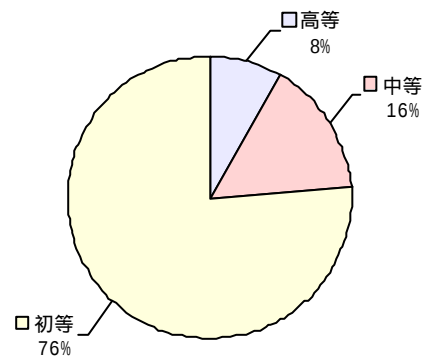
なお、専門官制導入に当たっては、処遇の実施に対するチェック・アンド・バランス機能を強化することを目的として、ともすると、画一的な集団管理を重視しがちな処遇部門に対して、分類、教育及び作業業務を所掌する企画部門を相対的に独立させることとしたところである。

行刑施設に勤務する公安職俸給表（一）適用職員
（専門官を除く）の役職別研修グループ別割合等

1 役職別研修グループ別割合



2 研修グループ別割合



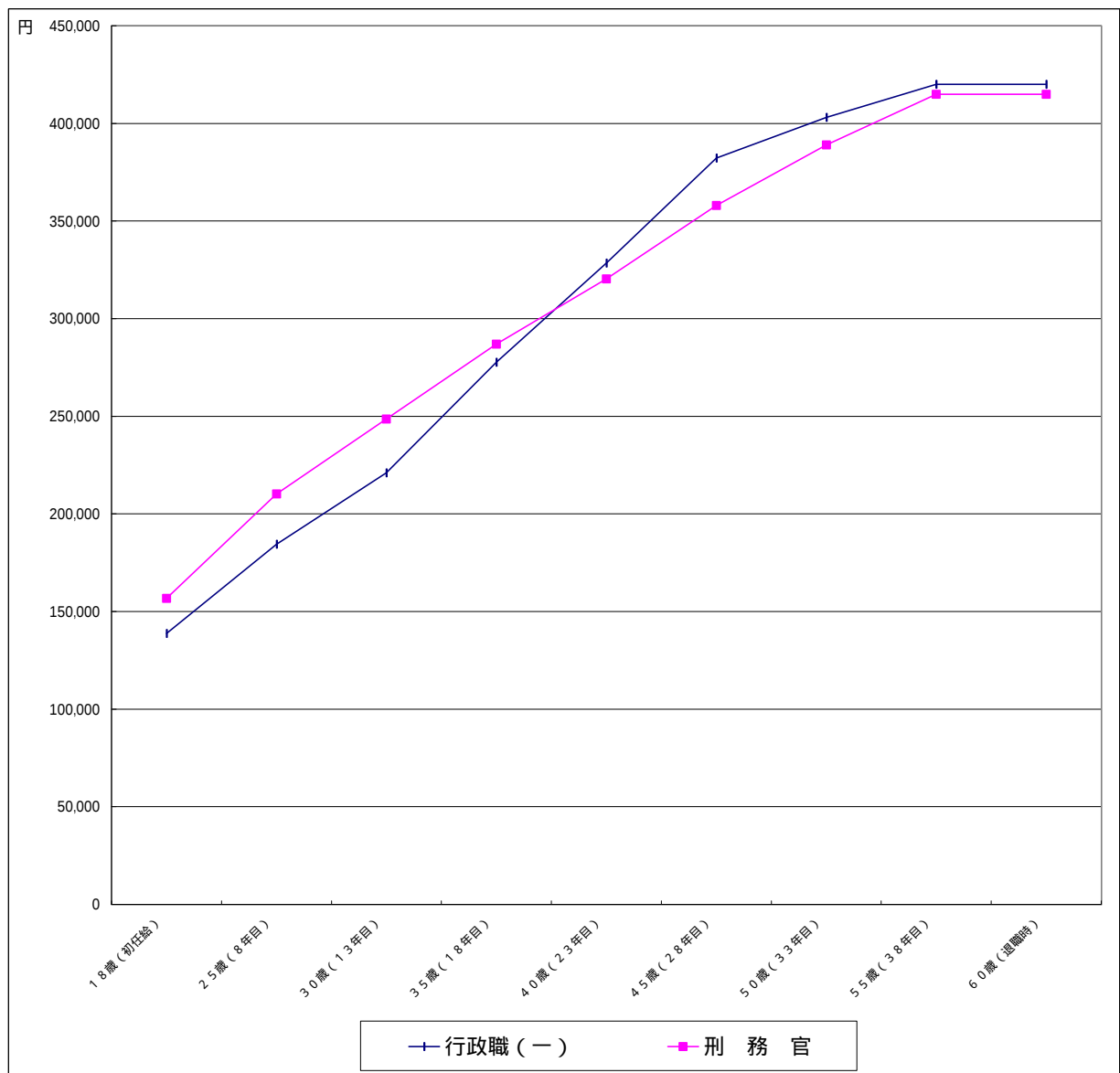
データは全て平成15年7月1日現在

刑務官の級別・階級別構成

級	矯正監	所長												
11			部長											
10	矯正長													
9	矯正副長		課長			首席矯正処遇官								
8	看守長			課長補佐			統括矯正処遇官							
7														
6			係長			主任矯正処遇官					矯正処遇官	一般職員		
5														
4	副看守長													
3														
特2	看守部長											矯正処遇官		
2														
1	看守													

俸給月額の比較

	1 8 歳 (初 任 給)	2 5 歳 (8 年 目)	3 0 歳 (1 3 年 目)	3 5 歳 (1 8 年 目)	4 0 歳 (2 3 年 目)	4 5 歳 (2 8 年 目)	5 0 歳 (3 3 年 目)	5 5 歳 (3 8 年 目)	6 0 歳 (退 職 時)
行政職（一）	138,800	184,400	221,100	277,600	328,500	382,300	403,100	420,100	420,100
刑 務 官	156,700	210,300	248,600	286,900	320,400	358,000	389,000	414,900	414,900



（注）上記グラフは、行政職（一）6級，公安職（一）4級（初等科グループの最終処遇級）を退職時の級として作
 なお，昇格時期については，一般的な例によるものとし，また，特別昇給はないものとして普通昇給のみ積み上

刑務官等に対する研修内容・時間数

(● : 人権関係科目または講義内容に人権教育を含む科目)

(: 外部講師担当講義あり)

研修名 / 科目		初等科研修 (標準)	中等科研修 (標準)	高等科研修 (H14)
講義・演習	矯正行政・矯正総論	8	8	24
	憲法・法学	26 ●	12 ●	
	国家公務員法・職業倫理	12 ●	2 ●	
	行政法		18	34
	刑法・刑事訴訟法	26	40	26
	行刑法・矯正法規(人権規約含む)	64 ●	54 ●	120 ●
	少年法規・保護法規	4	12	20
	刑事政策等(人権思潮含む)	16 ●	18 ●	30 ●
	関連行政			16
	行動科学・処遇技法等	24	36	114
	精神医学・矯正医療		4	12
	人権関係・犯罪被害者			30 ●
	訟務関係			34
	危機管理			8
	JST		12	38
	矯正実務(文書・保安・情報処理・作業等)	46	44	116
	(会計)		8	40
	(人事・職員・服務)		4 ●	18 ●
	小計	226	272	680
実技・訓練	戒具使用法・けん銃使用法	18	12	6
	集団行動訓練(高等科は警備指揮訓練含む)	32	16	18
	消防訓練・救急法	10	8	6
	護身術(初等科は柔剣道含む)	42	20	20
	野外活動訓練	20	20	8
	体育	8	10	20
	小計	130	86	78
個別研究・班別研究			20	86
実務修習・施設見学等(初等科は見学のみのみ)		16	48	44
一般教養(人権問題を含む)		6 ●	12 ●	24 ●
行事等		30	26	24
合 計		408	464	936

刑務官等に対する研修の充実

処遇実務監督者研修 → 伝達研修

中間監督者に対する人権教育

< 指揮能力向上・実務に即した研修内容 >

- 統括矯正処遇官・統括専門官対象

178名(平成14年度)

- 統括矯正処遇官・統括専門官及び主任矯正処遇官対象

252名(平成15年度)

対象人員拡大，社会心理学の立場からの講義導入

初等科・中等科研修

指導内容の充実(平成15年度)

- 人権に関する指導科目の内容充実
- 「矯正心理学」「精神医学」の内容充実

高等科研修

新規の人権関係科目導入(平成14年度から)

矯正施設における人権 6時間

- ・社会心理学から見た人権 4時間(H15)
- ・日本行刑の特質と人権 2時間(H15)

社会福祉施設における実習(平成15年度)

事前講義2時間・実習24時間・事後討議2時間

新規の精神医学関係科目導入（平成 1 5 年度）

矯正施設における精神疾患の発見と対処 2 時間

その他

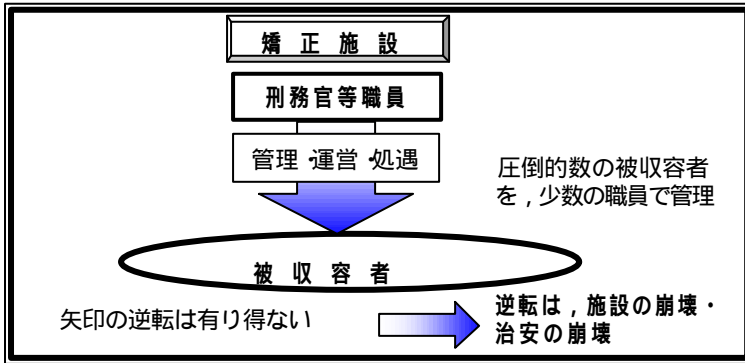
人権教育のための自庁研修用教材作成（平成 1 5 年度）

人権に配慮した危機対処のためのトレーニング（N C I 法）
導入を検討

人権研修体制の緊急強化 (民間委託)

現状と問題点

○ 矯正職員の業務



職員は、被収容者を管理する絶対的立場

伝統的日本型矯正

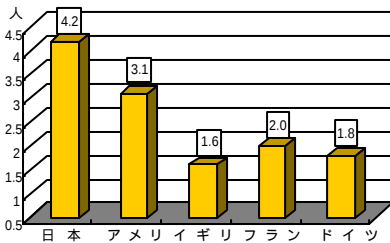
職員が個々の被収容者の心情把握

被収容者との信頼関係の構築

人権に配慮した処遇

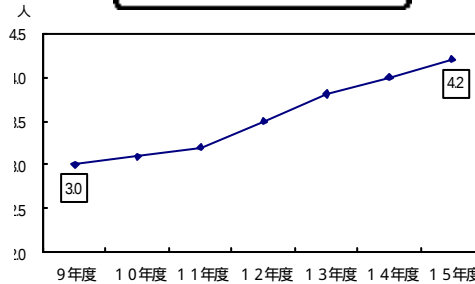
○ 過剰収容に伴う処遇の変化

諸外国における職員負担率



日本の職員の負担率は著しく高い

日本における職員負担率の推移



平成15年度は、6月末日現在の負担率である。

急激な伸び

集団の秩序維持・管理運営にシフト

被収容者の心情把握

過剰収容 被収容者の質の悪化

支配力による処遇

名古屋刑務所事件の要因の一つ

対策

被収容者の暴力行為等危機場面において人権に配慮した手法を習得する

矯正内部研修ではなく、民間外部の研修を行い、社会と共通した人権意識

○ 非暴力的危機介入法 (NC法) の導入 (Nonviolent Crisis Intervention)

< 1970年代 アメリカにおいて開発 >

・アメリカでは、1980年代の初めから、このプログラムが多くの学校・刑務所等の更生施設等で使われ、義務化されている。

・本プログラムが普及しているのは、危機的状況の発生の予防に力点が置かれているためである。

・トレーニングにおいて受講者は、危険な兆候を見つける方法や、最も早い時期に介入する方法を学ぶ。

これは、ある人物の行動がエスカレートしていくときには、ほとんどの場合警告的兆候が存在するのであり、多くの場合に危機が危険となる前に介入が可能。

世界7カ国、530万人が
これまでトレーニングに参加
アメリカの刑務所職員への
導入状況～
約13万人が習得
日本における導入状況
導入5年間～ 約2,200人
精神病院、児童自立支援施設等

○ 導入実績

諸外国におけるNC法導入実績

(単位:人)

国名	インストラクターコース	基礎コース	計
アメリカ	44,865	4,440,501	4,485,366
カナダ	6,340	784,597	790,937
イギリス	762	23,325	24,087
ニュージーランド	328	27,616	27,944
アイルランド	367	11,510	11,877
オーストラリア	271	7,945	8,216
日本	354	2,842	3,196
計	53,287	5,298,336	5,351,623

アメリカ矯正関係の導入実績

○ 成人矯正関係

チボラ郡矯正局 (ニューメキシコ州)
 テキサス州矯正局 (テキサス州)
 CCA (民間刑務所運営会社)
 テネシー州矯正研修所 (テネシー州) 等

○ 少年矯正関係

バーナリロ少年拘置センター (ニューメキシコ州)
 アイダホ少年矯正センター (インディアナ州)
 中央アリゾナ拘置センター (アリゾナ州) 等

○ トレーニングの概要

1 基本的危機介入モデルの学習

不安・苛立ち・落ち着きがない行動に対して

トレーニングのポイント

自己防衛空間、ボディランゲージ、声の変化等の非言語的技法の修得

反抗的・挑発的・破壊的行動に対して

トレーニングのポイント

反抗的態度のクライアントに対するコミュニケーションの構築法
 (積極的傾聴法、怒りのメカニズムの理解、相手の行動へのブレーキのかけ方等)

2 実際に暴れたした場合の学習

暴力行為に至ったときの介入法

トレーニングのポイント

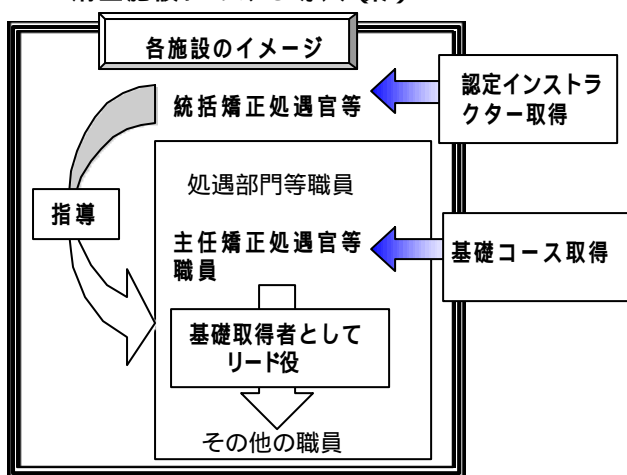
お互いの安全・人権を守りながら関わっていくトレーニング

チーム介入法、危機後の介入

トレーニングのポイント

危機対応チームにおけるリーダー、スタッフの役割

矯正施設における導入(案)



【カリキュラム例】

	項目	1 矯正処遇危機介入 基礎コース (主任矯正処遇官等)	2 矯正処遇危機介入 認定インストラクターコース (統括矯正処遇官等)
1日目	危機発展行動のレベル 非言語的ふるまい 非言語的テクニック	○	○
2日目	危機への言語的介入と解決方法 言葉の暴力から身体的暴力への移行 プロとしての落ち着いた態度 恐怖心や不安な気持ちの扱い方 パーソナルセーフティ(身体安全)	○	○
3日目	チームとしての介入 介入後の緊張緩和 認定インストラクターシステム トレーニングの仕方、方法	○	○
4日目	身体的介入の教える方 実習		○
5日目	認定試験		○

○ 矯正施設における導入効果

職員に対する暴行、被収容者同士の暴行等の
不穏な動きを事前に察知・対処



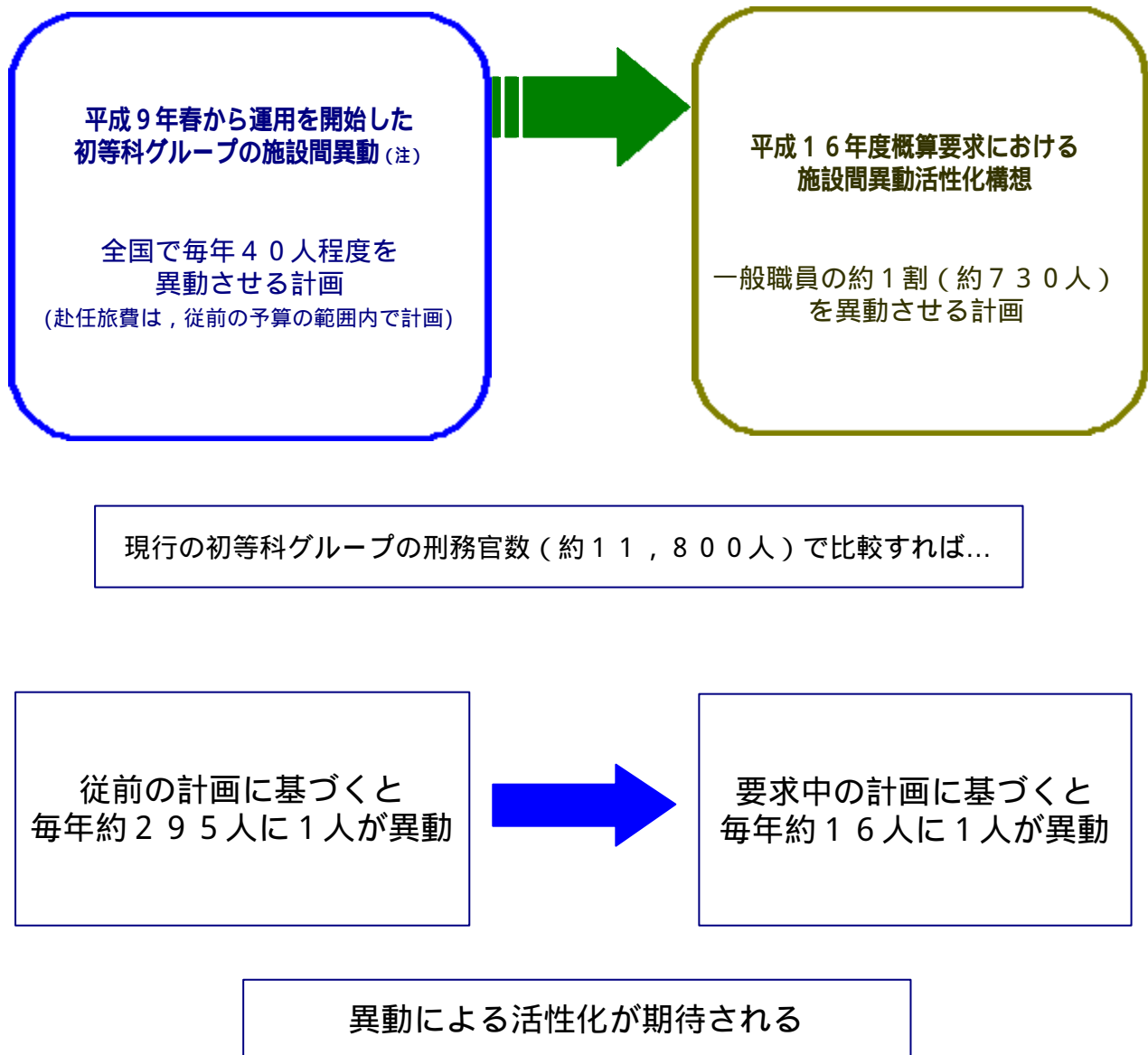
暴行件数の減少による職員の安全、
被収容者の安全の確保

危機場面におけるリーダーの役割、各人の役割の認識



危機場面における被収容者の人権
に配慮

行刑施設初等科グループ職員の異動活性化について



注： 初等科グループ職員の異動自体は、平成9年から運用を開始した初等科グループの施設間異動以外にも、従前から、年度途中の欠員補充や本支所間の異動などが運用されている。

刑務官の団結権

国家公務員法第108条の2

警察職員及び海上保安庁又は監獄において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。(趣旨) 別紙 参照

ILO 87号条約「結社の自由及び団結権保護条約」第9条

【軍隊、警察への適用】

1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。

監獄に勤務する職員の団結権に関する政府見解(2003年3月 政府追加情報より)

- 1 監獄に勤務する職員は、ILO 87号条約第9条にかんがみ、「警察」に含まれる。
- 2 監獄職員の任務の特殊性にかんがみ、特に強固な統制と厳正な規律に服せしめる必要がある。

<任務の特殊性>

- 国の治安を確保する上で必要かつ重大な責務を負っているものであり、法及び社会秩序の維持を担っている。
 - 監獄における司法警察事務を所掌している。
 - 法令により武器の携帯及び使用が認められている。
 - 職務上の指揮命令系統を厳格に確保する必要から、階級制を採用している。
- 3 監獄に勤務する職員に団結権は付与されていないが、強い身分保障が付与され、一般行政職員と同レベル以上の勤務条件を享受している。

ILO 87号条約への対応

1965年(6月) 日本が条約を批准(ILOは、批准前に監獄職員の団結権に関する日本政府説明を是認)

2002年(2,3月) 連合及び全労連がILOに対し、公務員制度に対する申立て提出
「日本国におけるILO第87号条約、第98号条約の適用状況に係る報告」

2002年(11月) ILO 勧告(ILOの見解の変化)
「消防職員、監獄職員の団結権を認める法改正を政府に求める。」

2003年(3月) ILO に対し政府追加情報提出

2003年(6月) 再度のILO 勧告(前回勧告と同旨)

今後の対応 監獄職員の団結権に関し、必要な情報をILOに提供